

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3172号)

令和7年3月24日

横情審答申第3172号

令和7年3月24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年5月23日教職第50号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「①令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る起案用紙全て（令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の提出について）」ほか7件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年4月6日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号柱書及び同号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 勤勉手当の成績決定に係る各評価における評価割合及び人数は、開示することにより、該当者が特定されるおそれがある。

また、教育委員会事務局が決定したA評価の内申数を審査請求人が知ることになり、仮にこの内容が、分布の目安によってやむなくA評価の対象者数を制限した所属などに伝わった場合には、当該所属などが評価制度や人事管理に不満を抱くおそれがある。

- (2) 審査請求人への評価の内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じる。

審査請求人への評価の内容は、被評価者の心情等に配慮しない評価者の率直な意見であり、非常にセンシティブな情報で、本来的に被評価者にそのまま開示すべきものとして想定していない上、開示されるべきものではない人事管理情報である。

また、審査請求人への評価の内容が開示されるとなると、必ずしも評価者の考えに被評価者が納得するとは限らず、無用の誤解を招く事態が生ずることが考えられるし、評価者が誤解やあつれきが生じることのないよう当たり障りのない評価を記載することが懸念され、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがある。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 一部非開示とする根拠規定を適用する理由は不当であり、審査請求人に不利益を与えている以上、その勤勉手当区分がCである理由を全部開示することで、説明責任を果たさなければいけないものとする。
- (3) 非開示とする合理的理由の記載がない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について

横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。

評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。教育委員会事務局の人事担当課は、職員課である。

職員課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。また、職員課では、成績率区分がA又はCと決定された職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するように、教育委員会事務局の各課に依頼している。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、職員課が作成した別表1に示す個人情報1から個人情報8までである。

イ 個人情報1、個人情報3、個人情報5及び個人情報7は、総務局人事課に評価

を提出するため職員課で作成された起案文書であり、起案用紙並びにこれに添付された勤勉手当成績率総括表(一般職員)、勤勉手当成績率一覧及び審査請求人に係る理由書から成る。起案用紙には、起案日、決裁日、件名、処理案等が記載され、担当者、職員課長等が押印している。勤勉手当成績率総括表(一般職員)は、教育委員会事務局の成績率区分に係る人数をまとめた表であり、同局の勤勉手当の評価対象となる総職員数、AからCまでの成績率区分ごとの職員数、総職員数に対するその割合等が記載されている。勤勉手当成績率一覧は、全職員の成績率区分を一覧とした表であり、職員番号、姓、名、その成績率区分等が記載されている。また、理由書には、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。

ウ 個人情報2、個人情報4、個人情報6及び個人情報8は、成績率区分がA又はCとなった職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するよう依頼するため職員課で作成された起案文書であり、起案用紙、依頼文案、勤勉手当成績率一覧及び審査請求人に係る理由書から成る。起案用紙には、起案日、決裁日、件名、処理案等が記載され、担当者、職員課長等が押印している。依頼文には、通知対象者、実施時期、留意事項等が記載されている。勤勉手当成績率一覧及び理由書は、上記イと同様のものである。

エ 実施機関は、このうち、別表2に示す非開示情報1から非開示情報15までを旧条例第22条第7号柱書及び同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

#### (4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

イ 非開示情報1、非開示情報5、非開示情報8及び非開示情報12(以下「非開示情報1等」という。)について

非開示情報1等には、教育委員会事務局の総職員数、勤勉手当の対象となる職員数、成績率区分AからCまでのそれぞれに該当する職員数やその総職員数に占める割合等が記載されている。

これらの情報は、成績率区分に係る該当者が特定されたり、成績率区分Aの対象者数を制限した所属等に伝わって評価制度や人事管理に係る不満を生じさせたりする蓋然性があるものとはいえ、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。

ウ 非開示情報2、非開示情報6、非開示情報9及び非開示情報13（以下「非開示情報2等」という。）について

非開示情報2等には、教育委員会事務局の総職員数が記載されている。

この情報は、上記イのとおり、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。

エ 非開示情報3、非開示情報7、非開示情報10及び非開示情報14（以下「非開示情報3等」という。）について

非開示情報3等には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。

これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

オ 非開示情報4、非開示情報11及び非開示情報15（以下「非開示情報4等」という。）について

非開示情報4等に記載されている数字は、実施機関の説明によれば、直属の上司から該当の職員に対して成績率区分を直接通知するよう依頼するに当たり、職員課が整理のため付した番号のうち、審査請求人のものとのことであった。

このような説明に不自然な点はなく、そうであるとすれば、当該数字は、審査請求人以外の個人を特定されたり、成績率区分Aの対象者数を制限した所属等に伝わって評価制度や人事管理に係る不満を生じさせたりする蓋然性があるものとはいえ、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 個人情報4及び個人情報8には非開示とした情報がなく、その全てが開示されて

いたため、本来であれば、他の本件保有個人情報とは別に、個人情報の開示決定を行うべきであった。今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重かつ適切に行うよう十分に注意されたい。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報1	令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の提出について
個人情報2	令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について
個人情報3	業務実績評価の提出について（令和3年度教職第233号）
個人情報4	令和3年12月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について
個人情報5	業務実績評価の提出について（令和3年度教職第531号）
個人情報6	令和4年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について
個人情報7	業務実績評価の提出について（令和4年度教職第228号）
個人情報8	令和4年12月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について

別表2 非開示情報

非開示情報	実施機関が非開示とした部分		
非開示情報1	個人情報1	令和3年6月期勤勉手当成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載
非開示情報2		令和3年6月期勤勉手当成績率一覧	表の上に記載された数字
非開示情報3	個人情報2	令和3年6月期	審査請求人への評価の内容に係る記載
非開示情報4		理由書	右上に記載された数字

非開示情報 5	個人情報 3	令和 3 年12月期勤勉手当 成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数 欄、評価対象外職員数欄、総職 員数欄の記載
非開示情報 6		令和 3 年12月期勤勉手当 成績率一覧	表の上に記載された数字
非開示情報 7		令和 3 年12月期理由書	審査請求人への評価の内容に係 る記載
非開示情報 8	個人情報 5	令和 4 年 6 月期勤勉手当 成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数 欄、評価対象外職員数欄、総職 員数欄の記載
非開示情報 9		令和 4 年 6 月期勤勉手当 成績率一覧	表の上に記載された数字
非開示情報10	個人情報 6	令和 4 年 6 月期 理由書	審査請求人への評価の内容に係 る記載
非開示情報11			右上に記載された数字
非開示情報12	個人情報 7	令和 4 年12月期勤勉手当 成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数 欄、評価対象外職員数欄、総職 員数欄の記載
非開示情報13		令和 4 年12月期勤勉手当 成績率一覧	表の上に記載された数字
非開示情報14		令和 3 年12月期 理由書	審査請求人への評価の内容に係 る記載
非開示情報15			右上に記載された数字

別表 3 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分
非開示情報 1	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の 記載
非開示情報 2	表の上に記載された数字
非開示情報 4	右上に記載された数字
非開示情報 5	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の 記載
非開示情報 6	表の上に記載された数字
非開示情報 8	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の 記載
非開示情報 9	表の上に記載された数字
非開示情報11	右上に記載された数字
非開示情報12	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の 記載



非開示情報13	表の上に記載された数字
非開示情報15	右上に記載された数字

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 5 月 23 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 6 月 27 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 1 月 27 日 (第453回第二部会)	・審議
令和 7 年 2 月 27 日 (第454回第二部会)	・審議